

## 横浜市 23 価肺炎球菌ワクチン接種助成事業

### 肺炎球菌ワクチン接種費用の特例助成を希望される方へ

クーポン券は横浜市内の協力医療機関でのみご利用いただくことができます。

ただし、市外の医療機関で接種した場合と、協力医療機関で接種した際にクーポン券を忘れるなどして使用しなかった場合には、窓口で全額お支払いいただいた後、ご本人から横浜市に助成費を直接請求することができます（市内でも協力医療機関でない場合は請求できません。）。

横浜市健康福祉局障害自立支援課

### 23 価肺炎球菌ワクチン接種助成事業にかかる特例助成を受けるための申請のながれ

- ① 接種費用の全額を医療機関でお支払いください。
- ② 医療機関の窓口で領収書と診療明細書を必ず受け取ってください。  
※診療明細書がない場合は、領収書に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことが分かるように病院の窓口で書き込んでもらってください。
- ③ 特例助成申請書にお名前や振込先口座など必要事項を記入し、  
領収書（原本）、診療明細書、未使用のクーポン券と一緒に、横浜市健康福祉局障害自立支援課（下記参照）まで郵送等で御提出ください。
- ④ 横浜市で内容を確認した後、御指定の口座へ振込をいたします。  
（振り込みまでには1か月程度かかりますので、御了承ください。）

#### **【領収書について】**

- ※ 医療機関の領収書と診療明細書は、必ず原本を御提出ください。
- ※ 医療費控除の申請等のため、領収書原本の返却を希望される場合は、請求書の余白等にその旨御記入ください。内容確認後、コピーをとらせていただいたうえで返却いたしますので、必ず 84 円切手を同封してください。  
（ワクチン接種のみの場合は医療費控除の対象になりません。）

〒231-0005 横浜市中区本町六丁目 50 番 10 号  
横浜市健康福祉局障害自立支援課福祉給付係  
肺炎球菌ワクチン担当  
電 話：6 7 1－3 8 9 1  
ファクス：6 7 1－3 5 6 6